

教育を受ける権利の保障のために、体罰の根絶と入学試験の実施を求める会長声明

2012年（平成24年）12月、大阪市立桜宮高校において、男子バスケットボール部の顧問教員から顔面を平手で殴打されるなどの暴行を受けた生徒が、その直後に自ら生命を断つという大変痛ましい事件が発生した。

そもそも、体罰は、学校教育法第11条により、名目の如何を問わず一切禁止されており、顧問教員の行為が正当化される余地は全くない。顧問教員の行為は、暴行ないし傷害に該当する明らかな違法行為である。

大阪市においては、近年も、生徒指導や部活動において体罰を行った教員が処分を受ける事態が繰り返し生じており、教育現場に体罰を肯定する考え方が根強く残る中で、今回の事件は最悪の事態を招いたものといえる。意識改革をすることができなかった現場の教員及び教員に対する十分な指導を行うことができなかった大阪市教育委員会の責任は重大である。

同市教育委員会は、今回の事件について、公正な第三者機関を早急に設置し、桜宮高校を含む市立学校における体罰の実態を徹底して調査・把握したうえで、顧問教員らに対して必要な処分を行うことはもちろん、教員の意識改革や児童生徒に対する指導方法の根本的な是正・改善を図る方策を講ずるべきである。

ところで、上記の是正・改善策の策定・実施の前提として、本年度の同校体育科等の入学試験を中止するという手段は採られるべきではない。同校体育科等に進学しようと努力をしてきた中学生の教育を受ける権利を侵害することになり、入学試験を約1か月後に控えている受験生に与える精神的な打撃と不利益は甚大だからである。体罰の根絶は学校に通う子どもたちの教育を受ける権利の保障のためであるのに、そのために子どもたちの教育を受ける権利を奪うことになるのは本末転倒である。

大阪市及び同市教育委員会は、本年度の同校体育科等の入学試験を実施するとともに、学校の主人公は子どもたちであることを改めて肝に銘じ、全ての生徒に対する健全な教育を受ける権利を十分に保障するため同校を含む学校現場の徹底的な改革を図るべきである。

2013年（平成25年）1月21日

大阪弁護士会

会長 藪野 恒 明